

## 学習院大学障害学生支援連絡会規程

平成30年4月1日

施行

(設置)

第1条 学習院大学(以下「本学」という。)に、障害学生支援連絡会(以下「支援連絡会」という。)を置く。

(目的)

第2条 支援連絡会は、本学における障害のある学生への教育上及び学生生活上の支援のための基本的な対応方針、関係部署の連絡調整並びに障害のある学生に対する指導・助言に関して協議することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、「障害のある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能に障害があることにより、入学後の教育上及び学生生活上制限を受ける状態にある者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、本学がその必要性を認めたものをいう。

(組織)

第4条 支援連絡会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学生センター部長
- 二 学長室経営企画課長
- 三 学長室保健センター課長
- 四 アドミッションセンター課長
- 五 学生センター教務課長
- 六 学生センター学生課長
- 七 キャリアセンター課長
- 八 大学図書館情報サービス課長
- 九 法学部・経済学部図書センター課長
- 十 施設部施設課長
- 十一 その他議長が必要と認めた者

(議長)

第5条 学生センター部長は、支援連絡会を招集し、その議長となる。

(事務)

第6条 支援連絡会に関する事務は、学生センター学生課が担当する。

(改正)

第7条 この規程の改正は、支援連絡会の発議に基づき、学生委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。